

第5章 罰則（条例第35条～第38条）

5. 1 罰則（条例第35条～第38条）

○条例に違反して事業を行った者に対して、罰則を適用する。

<条例>

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定事業を行った者
- (2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第9条第1項の規定による許可を受けた者
- (3) 正当な理由がなく第31条第1項から第5項までの規定による命令に違反した者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第1項の規定に違反して標識を掲示しなかった者
- (2) 第12条第3項の規定に違反して、中間検査の結果に係る通知（特定工程が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに特定工程後の工程の工事をした者
- (3) 第13条第3項の規定に違反して、完了検査の結果に係る通知（特定事業が許可を受けた事業計画の内容に適合していると認める旨の通知に限る。）を受けずに許可に係る土地又は工作物を事業の用に供し、又は供させた者
- (4) 第15条第1項又は第2項（第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第23条第1項又は第24条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、特定建設発生土搬出を行った者
- (6) 偽りその他不正の手段により、第23条第1項又は第24条第1項の規定による許可を受けた者
- (7) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の答弁をした者

第37条 第25条の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

解 説

- ◆本条例の罰則は、地方自治法で規定されている限度を罰則の上限（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）として定めた上で、懲役刑と罰金刑との間の均衡、罰則の各段階間の均衡を考慮して他の罰則の量刑を規定した。
- ◆条例第35条から第37条までの規定では、違反者を対象に罰則を科すこととしているが、これだけでは、その違反によって利益を受けた法人に対して何らの制裁も加えることができず、社会的にも不公正であり、この条例を制定した趣旨を著しく損ねてしまう。そのため、この条例では、違反者だけではなく違反者と一定の関係にある法人等に対して罰則を科す両罰規定を条例第38条で規定している。

第5章 罰則

罰則の対象	量刑の内容
① 特定事業を無許可で行った者 ② 不正な手段を用いて、特定事業の許可を受けた者 ③ 条例の命令に正当な理由がなく従わなかった者	2年以下の懲役又は 100万円以下の罰金
① 特定事業の標識を掲示していない者 ② 中間検査に合格する前に特定工程後の工事を行った者 ③ 完了検査に合格する前に土地又は工作物を使用した者 ④ 定期報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者 ⑤ 特定建設発生土搬出を無許可で行った者 ⑥ 不正な手段を用いて、特定建設発生土搬出の許可を受けた者 ⑦ 報告の徴収に応じず、若しくは虚偽報告を行った者、又は立入調査を拒否し、若しくは虚偽の答弁をした者	50万円以下の罰金
① 特定発生土搬出完了の報告をしなかった者又は虚偽の報告をした者	30万円以下の罰金

第6章 附則（条例附則第1条～第5条）

6. 1 施行日（条例附則第1条、規則附則）

○条例は、令和4年5月1日から施行する。

＜条例附則＞

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年5月1日から施行する。

＜規則附則＞

この規則は、令和4年5月1日から施行する。

6. 2 既存特定事業に係る経過措置（条例附則第2条）

○施行日前に工事着手している特定事業には、一定の経過措置を設けた上で、条例の規定を適用する。

＜条例附則＞

（既存特定事業に係る経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に工事に着手している特定事業（以下「既存特定事業」という。）については、施行日以後3月を経過する日又は施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間（他の法令等の手続により本条例と同等程度の技術基準を満たすものとして知事が別に定める特定事業にあっては、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間）は、第4条第2項の規定は、適用しない。

2 施行日以後3月を経過したこと又は施行日以後に事業計画の変更が行われたことにより、第4条第2項の規定を適用することとなった既存特定事業を実施している事業者は、第7条第1項の規定の例による許可を受けなければならない。

3 知事は、施行日以後は、第4条第2項に規定する技術基準の趣旨及び内容を考慮して、既存特定事業を実施する事業者（第1項の規定により第4条第2項の規定が適用されない事業者に限る。）に対して、第29条に規定する指導又は助言をすることができる。

4 第4条の規定は、施行日以後に既存特定事業を承継した者に対しても適用する。

解 説

- ◆既に特定事業に係る工事に着手し、又は工事完了している事業者に対して、条例に係る規制を遡って適用させることは、これらの者の権利を制限し規則の権益を侵害することになるが、静岡県熱海市で発生した土石流災害を踏まえ、条例の施行後に一定の期間が経過した後も工事を継続するもの、又は施行後に事業計画を変更して工事を行うものに対して条例の技術基準、許可を適用することとしている。
- ◆他法令の許可（盛土等の技術基準に係る審査がある法令に限る。）を受けている事業は、許可等の取り直しによる混乱や不経済性を回避するため、条例の施行前に工事を行っている場合については、施行後に事業計画を変更するまでの間は、条例の技術基準、許可を適用しないこととしている。
- ◆本条における「事業計画の変更」とは、施行前の事業計画を変更することをいい、例えば、「事業規模を拡大すること」、「完了した事業を再開すること」などが該当し、条例制定の趣旨から技術基準を適用し、許可を義務付けることとしている。
- ◆施行前に工事着手している特定事業について、条例を適用する考え方は次のとおりである。

【盛土等、工作物設置の条例適用の考え方】

他法令の技術基準の審査	施行前の行為	条例の技術基準・許可等の適用			
		事業計画			
		事業計画の変更なし		変更あり	
		R4. 7. 31まで	R4. 8. 1以降	R4. 5. 1以降	
①	あり	工事中、完了	—	—	適用
②	なし	工事中	—	適用	適用
③		完了	—	—	適用

第6章 附則（条例附則第1条～第5条）

- ◆第1項の「知事が別に定める特定事業」は、都市計画法、又は森林法に基づく開発許可等、若しくは、公共工事残土処分場の登録を受けて行う特定事業としている。
- ◆第4項は、条例の制定趣旨・目的を踏まえて、条例を適用しない事業に対し、指導・助言の措置を講ずることを明確に示したものである。

6.3 費用の確保に係る経過措置（条例附則第3条）

- 施行日前に工事着手している特定事業であっても、維持管理や原状回復等の費用確保が必要である。
- 施行日前に完成した盛土等の部分は、費用確保について努力義務にしている。

<条例附則>

（費用の確保に係る経過措置）

第3条 既存特定事業を実施する事業者又は所有者等は、当該特定事業の事業区域において、計画的な資金の積立てその他の方法により、次に掲げる費用を確保しなければならない。

- (1) 特定盛土等の維持管理に要する費用
 - (2) 特定盛土等の撤去、原状回復その他斜面の安全の確保、災害発生の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために講ずる措置並びにこれに伴い発生する建設発生土及び廃棄物の処分に要する費用
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前に行う既存特定事業（施行日前に施工された特定盛土等に係る部分に限る。）に係る同項の規定の適用については、同項中「確保しなければならない」とあるのは、「確保するよう努めなければならない」とする。

解 説

- ◆事業者や土地所有者には、特定事業を行った土地について、災害発生防止の措置を講ずる義務が生じるものであり、そのためには適切な維持管理を行うとともに、災害が発生したときは、災害復旧や原状回復等の措置を講じるべきである。
- ◆そのため本条では、施行日前に工事着手している特定事業に対して、維持管理及び原状回復等の措置に要する費用確保を義務付けている。ただし、施行日前に完成した特定事業に係る工事の部分については、費用確保について努力義務としている。

6.4 事業計画に係る経過措置（条例附則第4条）

- 既存特定事業における事業計画を明確にするため、事業者が施行日時点において所有する計画を提出することになっている。

<条例附則>

（事業計画に係る経過措置）

第4条 既存特定事業を行っている事業者は、他の法令等の手続により本条例と同等程度の技術基準を満たすものとして知事が別に定める特定事業に係る事業計画を除き、施行日時点において事業者が有する事業計画を知事が別に定める期間までに、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において既存特定事業に係る計画の内容を把握するため、第28条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。

解 説

- ◆他法令の許認可等を得ていれば特定事業の事業計画を把握ができるが、これ以外の特定事業については、施行日時点での事業計画の把握が必要であることから、事業計画を提出させることにした。
- ◆提出の時期は、「知事が別に定める期間」としており、施行後3カ月を経過する日までとしている。
- ◆事業者が事業計画を提出しない場合は、第2項の規定により、報告の徴収又は立入調査を行い条例の施行前の事業計画を把握することになっている。

6. 5 特定建設発生土搬出の実施に係る経過措置（条例附則第5条）

○施行日前に工事に着手している特定建設発生土搬出には、一定の経過措置を設けた上で、条例の規定を適用する。

<条例附則>

（特定建設発生土搬出の実施に係る許可についての経過措置）

- 第5条 施行日前に特定建設発生土搬出を行う建設工事に着手している者及び施行日以後に特定建設発生土搬出を行う事業の実施を予定している者は、施行日以後に土砂を搬出しようとするときは、この条例の施行前においても第23条又は第24条の規定の例により知事に申請をすることができる。
- 2 施行日前に特定建設発生土搬出を行う建設工事に着手している者については、施行日以後1月を経過する日までの間は、第23条又は第24条の許可を受けることを要しない。
- 3 施行日以後6月を経過する日までの間は、第23条第3項第2号アの規定は適用しない。

解 説

- ◆第1項は、土砂を搬出する期間が条例の施行前後を予定する建設工事に対して設けた規定であり、施行前であっても許可申請を受け付けることにし、建設工事の進捗に影響が生じないように配慮したものである。
- ◆第2項は、条例附則第2条と同様に施行前に建設発生土の搬出に係る工事に着手している事業に対して、経過措置を設けたものである。
- ◆第3項は、特定建設発生土搬出の許可要件（県内の残土処分場に建設発生土を搬出する場合は、当該処分場が特定事業の許可を要すること。）に対して、6ヶ月間の経過措置を設けたものである。

【建設発生土搬出許可の適用】

